

気象警報発表時の公欠の取扱

特別警報または暴風警報が大阪府下以外に発表され、当該警報が発表された市町村に学生自身が居住する場合の公欠の取扱

- (1) 午前7時までに当該警報が解除されたときは、当該地域に居住する学生の授業は公欠としない。
- (2) 午前11時までに当該警報が解除されたときは、当該地域に居住する学生の授業は第1限目・第2限目を公欠とする。
- (3) 午前11時を過ぎて当該警報が解除されたときは、当該地域に居住する学生の授業は終日公欠とする。

申請方法

気象警報発表時の公欠の手続を行う場合は、公欠対象日から2週間以内にGAIDAI-Linkで申請し、印刷した「公欠届（A票・B票）」と気象協会がホームページで公表している当該地域の「気象警報発表履歴」を事務局学生部に提出してください。

学生部で承認された公欠届（B票）は、担当教員に提出してください。

ただし、学期末の授業終了間近の時期は、公欠届（B票）を学期最終の授業までに担当教員に提出できるように、速やかに手続をしてください。

なお、気象警報の発表により、休講となった授業の公欠手続は不要です。